

JOYO BANK NEWS LETTER

2025年4月4日

米国関税措置等に伴う相談窓口の設置について

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）は、本日より、米国関税措置等により影響を受けた事業者さまを支援するため、相談窓口を設置するとともに支援融資の取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 相談窓口の設置について

設 置 日	2025年4月4日（金）
設 置 店	当行本支店 ※一部お受けできない店舗がございます。
相談受付時間	平日 9:00～15:00（銀行休業日除く）
相談受付内容	融資・資金繰りに関するご相談等

2. 支援融資について

(1) 概要

ご融資の対象	米国関税措置等の影響を受けている法人・個人事業主のお客さま
資 金 使 途	事業資金（運転・設備）
ご 融 資 金 額	運転・設備資金とも 50 百万円以内
ご 融 資 期 間	運転 7 年以内（据置 1 年以内） 設備 15 年以内（据置 2 年以内）
ご 融 資 利 率	当行所定の金利
取 扱 店	事業性融資を取扱う営業店

※お申し込みに際しては、当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合がございますので、ご了承ください。

(2) 取扱開始日

2025年4月4日（金）

以 上